

行政処分の公表

弊社、本社営業所は、関東運輸局より以下の処分を受けました。今回の件を厳粛に受け止め、全社を挙げて再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 対象営業所 本社営業所
2. 事業内容 一般貸切旅客自動車運送事業
3. 処分の内容 警告
4. 違反事実及び適用条項
 - ①運転者の拘束時間に係る遵守違反
(道路運送法 第27条 第3項)(旅客自動車運送事業運輸規則 第21条 第1項)
 - ②運転者に対する指導監督の一部不適切
(道路運送法 第27条 第3項)(旅客自動車運送事業運輸規則 第38条 第1項)
5. 当該処分にに基づき講ずる処置
 - ①運行管理体制の見直しを進め、運転士の労働時間等に関するチェック体制を強化しました。
 - ②指導監督内容に対しての運転士の理解度や課題点(意見・疑問等)を踏まえた、実効性のある運転士安全研修(悉皆)を行いました。
6. 処分を受けた日 令和2年8月25日

以上